

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	合志市 健康管理システム(健康増進) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、健康増進業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等)に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。)
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健診票作成ファイル、受診結果管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第111項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第139項 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取	合志市では健康増進法の規定に基づき成人 健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告	健康増進法に基づく各健康診査、健康手帳の 交付、健康相談、健康教育、訪問指導等に関	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム	総合健康管理システム	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 2. 特定個人情報ファイル名	1. 健診申込情報ファイル、2. 健診受診結果 情報ファイル	健診票作成ファイル、受診結果管理ファイル	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第76号	「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9	事後	
平成28年2月5日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月15日	「I 関連情報」 5. 評価実施機関における担	健康づくり推進課長 鎌野 文昭	健康づくり推進課 澤田 勝矢	事後	
平成29年3月15日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年2月27日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成30年2月27日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「I 関連情報」 5. 評価実施機関における担	健康づくり推進課 澤田 勝矢	健康づくり推進課長	事後	
平成31年2月28日	「IV リスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	「I 関連情報」 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	「I 関連情報」 8. 特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	「I 関連情報」 II しい値判断項目	総合健康管理システム	健康管理システム	事後	
令和4年1月13日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和4年1月13日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和4年4月21日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシ	実施しない	実施する		
令和4年4月21日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシ	-	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた 健康増進法に基づく各健康診査、健康手帳の 交付、健康相談、健康教育、訪問指導等に関	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム	健康管理システム 統合死名システム 中間 サーバー	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 II しい値判断項目	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和6年3月18日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	令和5年3月9日時点	令和6年3月18日時点	事後	
令和6年3月18日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数	令和5年3月9日時点	令和6年3月18日時点	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③事務の概要	健康増進法に基づく各健康診査、健康手帳の 交付、健康相談、健康教育、訪問指導等に関 する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。 (マイナポータルサービス検索・電子申請機 能での受領。)	健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基 づく健康増進事業(がん検診、歯周疾患検診、 骨粗鬆症検診等)に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。 (マイナポータルサービス検索・電子申請機 能での受領。)	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9 条第1項別表第一第76号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第54条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9 条第1項別表第111項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第 十九条第八号別表第二第102の2の項 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第 十九条第八号別表第二第102の2の項	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第 八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令第2条の表第139項 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第 八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令第2条の表第139項	事後	
令和7年2月25日	「II しい値判断項目」 1. 対象人数	令和6年3月18日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「II しい値判断項目」 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月18日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 6. 情報提供ネットワー クシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 6. 情報提供ネットワー クシステムとの接続	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 8. 人手を介在させる作 業的ミスが発生するリス クへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 8. 人手を介在させる作 業判断の根拠	-	新様式への変更	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	-	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの 対策	事後	
令和7年2月25日	「IV リスク対策」 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	